

社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団役員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬の支給等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において役員等とは、社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の評議員、理事、及び監事をいう。

（報酬）

第3条 継続かつ定期的に事業団の運営のための業務を行う役員に対しては、次のとおり報酬を支給する。

(1) 理事長 月額50,000円

(2) 副理事長 月額30,000円

2 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、及びその他法人業務に携わったときは、出席1日につき10,000円を報酬として支給する。ただし、前項の報酬を受け取る役員には、支給しない。

3 役員のうち、事業団職員の職を兼務する者には、前2項の規定は適用しない。ただし職員給与に加え次の報酬を支給する。

(1) 役員兼任報酬 月額10,000円

4 役員等は、事前に書面（様式第1号）を提出する事により、前3項の報酬を受け取らない事ができる。また、書面（様式第2号）の提出により、この辞退はいつでも撤回できる。

（報酬の支払方法）

第4条 報酬の支払は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項に規定する報酬は、事実発生月の翌月15日までに役員が指定する振込先口座に振込により支給する。

(2) 第3条第2項に規定する報酬は、事実発生の日から10日以内に役員等が指定する振込先口座に振込により支給する。

(3) 第3条第3項に規定する報酬は、職員の給与の支給方法及び支給日に準じて支給する。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（規程の公表等）

第5条 当規程は、社会福祉法第45条の34第1項の規定に従い、主たる事務所に備え置く。また、社会福祉法第59条の2第1項の規定に従い、情報の公開を行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。